令和6年度

飛驒市立古川西小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめの問題は、「人権を尊重する姿」と密接に関係している。また、日々子どもたちと向き合っている我々教師には、常に人権感覚を磨き、人間らしく生きたいという子ども一人一人の願いを実現させようとする生き方が求められている。特に4、5月は、「何を大切にしようとしているか?」「何にこだわって取り組んでいるか?」を教師自らの姿で示すことが必要である。

ここに定める「飛驒市立古川西小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法:第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等にあたる。

- 「いじめは、人間として絶対に許されない」
- 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての構え

- ・いじめは人間として絶対許されないこと、自他の命のかけがえのなさや大切さ、人を傷つけることは絶対許されないことなど、「いじめを許さない学校づくり」「人間尊重の精神があ ふれる校風づくり」を徹底し、毅然とした態度で指導に臨む。
- ・いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを十分認識し、市が考える学習習慣の確立を核にして、授業を中心とした日頃の教育活動から、児童が発する危険信号を見逃さないことや、どの子にも目を見て挨拶する姿を通して、一人一人を大切にしていることを示し、いじめの早期発見に努める。
- ・いじめの問題について、学校における委員会等の組織で解決にあたる。また、学校のみで解 決しようとせず、教育委員会や関係機関と必ず連携して取り組む。
- ・学校におけるいじめへの対応の方法等について、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、 保護者や地域住民の理解を得るように努める。また、実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、関係者等に対して正確な情報提供を行い、事実を隠蔽することなく、保護者や地域住民の信頼を確保するよう努める。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導 を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組(自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学校・学級・授業づくり

- ・市が考える学習習慣の確立に示した、「①話す人に心を向け、最後まで聴く」「②結論に根拠を付けて話す」姿を身に付けることを重点とし、個に応じたきめ細かな指導と、単位時間毎の終末の確実な評価に取り組み、一人一人に確かな学力を身に付ける授業づくりを進め、児童の主体的・対話的で深い学びを生み出す。また、学習ルールを確立し、一人一人の良さを認め合える場面を位置付ける。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。その重点として、「たった一つの約束」を守る指導を通して、相手を思いやる心情を育成する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上 げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。児童会や行事への取組に貢献してい る姿を認め、価値付け、広める場面を位置付ける。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対 許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。その重点として、特別の 教科道徳の時間や学級活動、「命の日」を通して、計画的に「命の尊さ」について考える。
- ・「学年・学級や学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育 相談に努める。

(2) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)

- ・市学習習慣確立指針に示す目指す姿「話す人に心を向け、最後まで聴く」ことは、「相手を 大事にしている」「信じている」という、心と心をつなぐ大切な思いやる姿であるという意 味を教える。
- ・市が目指す「学びづくり」に示す教師の姿、「子どもの言葉にじっくりと耳を傾け、心に寄り添う」「子どものよさを捉え、認め、励ます言動を心がける」「子どもの姿を見届け、自身の指導を振り返る」を心がけ、子ども一人一人を大切にすることを姿で示す。
- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確 かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(3) 全ての教育活動を通した指導(育てたい資質・能力)

・本校の育てたい資質・能力は『「自立力」自ら考え、判断し、行動する力(自分から気づいて動く力)』である。願いや気づきをカタチにすることを重点とし、『自己決定→活動・発信→評価→価値の自覚・改善→新たな動き』のサイクルを大切にして指導にあたる。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応のための取組

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケートの実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。その重点として次のことに取り組む。
- *全教職員の共通理解の上で、「こころのアンケート」(5月、11月)「学校生活についてのアンケート」を6月、9月、12月、2月に実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」で学校の状況等を確認し、対策を検討したり、教育相談を行ったりする。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報 交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラー や相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。そのために、児童の日常の生活に関する情報を、観察や生活記録ノートなどから収集・記録し、指導・援助に活用できるようにする。 また、定期的に児童理解交流会を開催し、担任以外からの情報を得られるようにする。

(2) 教育相談の充実

- ・担任が児童一人一人と向き合って話す時間を確保するために、年3回「こころのアンケート」実施時に教育相談週間を位置付ける。
- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。 特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対 応できるよう、危機意識をもって児童の相談にあたる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、 担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相 互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を 行う。市学習習慣確立指針に示す「一人一人が大切にされる学校・学級」を育てることや、 各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早 期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を充実さ せる。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を 行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童に、いじめが許 されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、 いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれ ることのないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導にあたり、児童の今後に向け て一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。
 - * 保護者と情報交換できるパイプ (児童の生活日記や電話連絡、学級だより等)をつくり、 積極的に学校の様子を伝えたり、家庭での様子を聞いたりする。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会委員とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよう努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明ら かにするとともに、警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

(6) 授業における姿からの早期発見

- ・児童一人一人の表情(黙ってうつむいたままなど)を観察し、今までと変わった表情がない か確認する。
- ・ノートへの記入の様子(ぼ~っとしていて、何も書こうとしないなど)を観察し、今までと 変わった様子がないか確認する。
- ・周りの児童の反応の様子(目をちゃんと見ようとしないなど)を観察し、今までと変わった 様子がないか確認する。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法:第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査 を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

学 校 職 員:校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談コーディネーター、

教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

学校職員以外:保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー

5 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

■いじめの把握

いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ正確に事実確認を行う。担任や 職員は必ず主任に報告し、主任から教頭、校長へと伝える。

■事実の確認

事実の確認にあたっては、いじめられた児童、いじめた児童の言い分を十分に聴くこと。いじめられた児童の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認する。児童の聞き取りは、職員複数で対応することとする。

■事実の共有

いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた(疑いがある)児童 の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、関係者で共有する。そして迅速に 対応する。

■報告と連携

いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童生徒への指導にあたる。

■いじめを受けた児童への対応

いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。また、その後の本人の様子や心理状態をケアするため、すべての教職員が目を配り、特にいじめた児童(周りにいた児童)との関わり方によく注意する。

■いじめた児童への指導

いじめた児童に対しては、保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。何がいけなかったのかを気付かせながら、いじめた児童の心にも寄り添い、気持ちを十分聴く。組織で対応する。

【大まかな対応順序】

- ① 担任は、いじめ問題を感知したら、すぐに生徒指導主事(教頭)に報告する。
- ② 気になる姿や事実があった場合、全教職員が生徒指導主事(教頭)へ報告、相談をする。
- ③ いじめ未然防止・対策委員会で対応を協議の上、解決に向けた取組を役割分担して進める。
- ④ 生徒指導主事を中心に、担任や学年主任等と分担して確実な事実の把握と統合をする。 児童への対応や指導は、事実と共感的姿勢を大切にする。
- ⑤ 確実な事実に基づいて対応や指導を分担して行う。
- ⑥ いじめを受けた児童の訴えを共感的に受け止め、否定的、指導的な言動をしない。
- ⑦ いじめをした児童には、把握した事実を確認することを始めに行う。確認後、そこに至る思いを共感的に受け止めながら人として許されないことを納得できるまで諭す。
- ⑧ いじめを受けた児童へ、いじめをした児童から謝罪をする場を設定する。 その際、保護者、地域、関係機関と連携して対応する。
- ⑨ 保護者への事実の報告(いじめの経緯、指導内容とその後の様子など)をし、今後の学校 側の対応を説明すると共に家庭との連携を図る。
- ⑩ いじめをした児童の下記のような心理状況が見られる場合は、必要に応じて関係機関に相談をかける。

ア:判断力や自制力などコントロールに弱さがある場合は、発達支援センター、子ども相談 センターの助力を仰ぐ。

イ:暴力的行為が心配される場合は、飛驒警察署生活安全課の助言を仰ぐ。

ウ:その他必要に応じて市民福祉部と相談、連携を行う。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、い じめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める ときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに行う。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。

- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

【留意点】

・児童生徒や保護者から、いじめより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その 時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとして も、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立 ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性でもあることから、調査をしな いまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(3) 早期対応のための情報収集

- ・組織による早期対応の初動としては、適切な情報収集が欠かせない。下記のような、いじめ に関する把握すべき情報例をもとに情報収集を行っていく。
 - ① 誰が誰をいじめていたのか(加害者と被害者の確認)
 - ② いつ、どこで起きたのか (時間と場所の確認)
 - ③ どのような内容のいじめか、どのような被害を受けたのか(内容)
 - ④ いじめのきっかけは何か(背景と原因)
 - ⑤ いつ頃から、どのくらい続いているか(回数や期間)

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」 とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満 たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に 至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、 当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価 において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

- ○個人調査(アンケート等)について
- ・アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

9 生徒指導の目標

自分の可能性に気づいたり、ひろげたりしながら、 自ら考え、判断し、行動する力を育てる。

- ・個に寄り添った指導を生徒指導の要とし、願いや気づきをカタチにする。(自己決定→活動・発信→評価→価値の自覚・改善→新たな動き)
- ・自己肯定感・自己有用感がもてる児童の育成のために、頑張った事実の背景にある心を褒め、 個々の可能性を広げる。
- ・「たった一つの約束」を生徒指導する際のよりどころとし気になる児童の情報について終礼 や職員会、ケース会議で交流し、全職員が全校児童の実態を把握する。些細な事案であって も全職員に知らせ、共通理解と共通認識のもとで意思の疎通を図り、生徒指導委員会を軸に 組織で迅速に対応する。
- ・毎月、生活、心のアンケートを実施し、それに基づいた教育相談を実施する。
- ・毎月28日を「命の日」として命について考え、常に「自分の命は自分で守る」ことを意識 して行動できるように全児童に指導する。

10 学校課題

- (1)「目を見て挨拶する」「誰に対しても『さん』を付けて呼ぶ」「トイレのスリッパを揃えるなど公共の物を大切にする」等の指導を通して、思いやりの心をもつ児童を育成する。
- (2) 一人一人が活動できる場や活躍できる場を、授業づくりや集団づくりを通して位置付け、 居場所づくりと絆づくりを実践する。
- (3) このような学年・学級や学校をめざし、仲間と支え合い、高め合う児童を育成することで、いじめやからかいなど、辛い思いや嫌な思いをする児童のいない学校をめざす。

11 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4	・「学校いじめ防止基本方針」についての職員研修の実施	「方針」の確認
月	(「方針」の理解、前年度のいじめの実態と対応等)	
	・PTA 本部役員会で「方針」説明	
	・Web ページによる「方針」発信	
5	・学校だよりによる取組等の公表 <以後、随時>	
月	・学校運営協議会で「方針」説明	
	・PTA 総会で「方針」説明	
	・「こころのアンケート」の実施、教育相談の実施	
	・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施(外部専門家も含む)	
6	・いじめ未然防止に向けた児童集会・学年集会	
月	・「学校生活についてのアンケート」の実施	
7	・第1回「教職員取組評価(学校評価)アンケート」(対策等の見直し)	第1回
月	・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施	県いじめ調査
	・職員会(夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り)	
	・夏休み前の児童指導「ネットに潜む危険やいじめ」	
8	・職員研修(ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会)	夏季休業中の指導
月	・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施(前期前半の取組の評価)	
9	・「学校生活についてのアンケート」の実施	
月		
10	・学年会(いじめ防止対策の取組についての中間交流)	
月	• 学校運営協議会(取組経過報告等)	
11		
11	・「こころのアンケート」の実施、教育相談の実施	
月	・「ひびきあいの日」に向けた取組	
	「ひびきあいの日」ひびきあい集会の実施	冬季休業中の指導
12	・第2回「教職員の取組評価(学校評価)アンケート」(次年度に向けて)	第2回
月	・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施	県いじめ調査
	「学校生活についてのアンケート」の実施),,,, o > 1,, q = 1
	・冬休み前の児童指導「自分と人の命を守るために」	
1	・職員会(冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り)	
月	・教職員による次年度の取組計	
	・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施	
2	(外部専門家も含む。本年度のまとめ及び来年度の計画立案)	
月	・学校運営協議会(今年度の振り返りと次年度に向けて)	
	・「学校生活についてのアンケート」の実施	
	・第3回「教職員の取組評価アンケート」(1年間の評価)	第3回
3	・学校だより等による次年度の取組等の説明	県いじめ調査
月	・次年度への引き継ぎ	(国の調査を
		兼ねる)